

## 入院時の食事代について

病気やケガで入院したときの食事代については、診療にかかる費用とは別に、下記の表のとおり定額負担となります。

市民税非課税世帯などの方は、「標準負担額減額認定証」を病院の窓口に提示することにより減額されます。「標準負担額減額認定証」は、市役所の国保医療担当の窓口で申請により受けられますので、該当と思われる方は、「印鑑」・「保険証」・「老人医療受給者証」(老人保健の方)を持参のうえ、市民生活課国保医療担当へ申請してください。

また、「標準負担額減額認定証」は毎年5月31日が有効期限となっていますので、引き続き必要な方も申請が必要となります。



一 般 加 入 者			1日 780円
市民税非課税世帯	過去12ヵ月の入院日数	90日までの入院	1日 650円
		90日を超える入院	1日 500円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人			1日 300円

※老人医療の方については、今年度より入院時の食事代に係る減額認定証と入院時に支払う一部負担金の限度額適用認定証が一緒になります。

## 老人保健法による障害認定の申請について

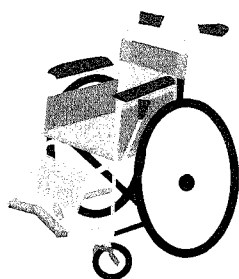
各医療保険の加入者で、65歳以上70歳未満で障害などにより下記条件に該当する方は、市民生活課国保医療担当へ申請を行い認定を受けると、『老人保健制度』により医療を受けることができます。

### 《認定を受ける条件》

- 障害基礎年金の1級から2級までに該当する方
- 身体障害者手帳の1級から3級までに該当する方
- 身体障害者手帳4級の音声機能または言語機能の障害に該当する方
- 身体障害者手帳4級のうち、下肢障害の1号、3号または4号に該当する方
- 精神障害者保健福祉手帳の1級から2級までに該当する方

### 《申請に必要なもの》

- ※国民年金証書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳(いずれか)
- ※保険証及び印鑑



— 詳しくは、市民生活課 国保医療担当までお問い合わせください —